平成20年12月1日

「冬の資産運用キャンペーン」実施のお知らせ

武蔵野銀行(頭取 加藤喜久雄)では、平成20年12月1日(月)から平成21年1月30日(金)まで「冬の資産運用キャンペーン」を実施しますのでお知らせします。

本キャンペーンは、一定金額以上の株式投資信託、外貨定期預金、個人向け国債をご成約いただいたお客さま、または生命保険をご新規・ご増額契約いただいたお客さまに、先着順で、8,000名さまに景品(入浴剤セット等の5品目からご選択)を進呈いたします。さらに一定金額以上の株式投資信託、外貨定期預金、個人向け国債をご成約いただいたお客さまの中から、抽選でギフト券または全国各地のおいしい名産品を進呈いたします。

1. 対象者

個人のお客さま

2. 対象商品及び特典内容

特典その1

- ・株式投資信託 30万円以上(手数料・消費税含む) (インターネットバンキングで、株式投資信託をご購入いただいた方は除きます。)
- ・外貨定期預金 30万円相当額以上の新規預入分
- ・個人向け国債 30万円以上(募集期間12月4日(木)~30日(火)のみ有効とさせていただきます)
- ・個人年金保険等の生命保険の新規または増額契約

ご成約いただいたお客さまのうち、先着8,000名に、①入浴剤セット、②蓄電式ライト、③ブランケット、④ショッピングエコバッグ、⑤湯たんぽのうち、いずれか一点をその場で進呈させていただきます。

特典その2

上記特典1の対象で、株式投資信託、外貨定期預金、個人向け国債を合計金額で100万円以上ご購入いただいたお客さまに、抽選でA賞VISAギフト券を30名さま、B賞全国各地のおいしい名産品を120名さまに進呈します。

- ・A賞・・・抽選で30名様にVISAギフト券30,000円分を進呈。
- ・B賞・・・抽選で120名様にじゅうだん会参加銀行所在地の名産品を進呈。
- ※じゅうだん会:八十二銀行が開発した基幹系システムを利用する銀行グループで、当行のほか、山形銀行、関東つくば銀行、八十二銀行、阿波銀行、宮崎銀行、琉球銀行から構成される。
- ※名産品の種類:①米5kg(山形県)②干し芋(茨城県)③信州みそ(長野県)④和三盆糖(徳島県)⑤鶏炭火焼・マンゴープリンセット(宮崎県)⑥海ぶどう(沖縄県)
- ※金額に応じて、お一人さま3口までご応募いただけます。(100万円以上500万円未満1口、500万円以上1,000万円未満2口、1,000万円以上3口)

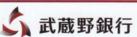
3. キャンペーン期間および取扱店

平成20年12月1日(月)~平成21年1月30日(金)、全営業店

※投資信託、外貨定期預金、個人向け国債、個人年金保険等の生命保険のご留意点につきましては別紙をご参照ください。

以上

報道機関からのお問い合わせ先 FP営業推進室 小菅、岩本 TEL 048-641-6111 (代) 内線 2319、2326 【商号等】 株式会社武蔵野銀行登録金融機関 【登録番号】関東財務局長(登金)第38号 【加入協会】日本証券業協会



投資信託のご留意点

- ●投資信託は預金ではなく、当行が元本を保証する商品ではありません。
- ●投資信託は預金保険、投資者保護基金及び保険契約者保護機構の対象ではありません。
- ●投資信託はクーリングオフの適用はありません。
- ●投資信託は国内外の株式や債券など値動きのある金融商品を組入れているため、基準価額が下落して、投資元本を割り込むこともあります。
- ●投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入されるお客さまに帰属します。
- ●投資信託のご購入に際しては、必ず最新の契約締結前交付書面及び投資信託説明書(交付目論見書)により商品内容を十分に ご確認のうえ、ご自身でご判断してください。
- ●投資信託をご購入される場合は、当行所定のお申込手数料(最大3.15%、税込み)、保有期間中には間接的にご負担していただく信託報酬(最大2.1%、税込み)、換金時には信託財産留保額(最大0.3%、税込み)がかかるものもあります。

外貨定期預金のご留意点

- ●外貨定期預金は預金保険の対象ではありません。
- ●外貨定期預金には、為替変動リスクがあります。お預入時の為替相場とお引出時の為替相場の相違により、為替差益が生じることがありますが、為替差損が生じて元本割れとなるケースもあります。
- ●円を外貨にする際(お預入時)および外貨を円にする際(お引出時)は手数料(例えば、 1 米ドルあたり片道 5 0 銭、 1 ユーロあたり片道 1 円、 1 豪ドルあたり片道 1 円 5 0 銭)がかかります。お預け入れおよびお引出しの際は、手数料分を含んだ為替相場である当行所定のTTSレート(お預入時)、TTBレート(お引出時)から 5 0 銭を優遇したレートを適用します。したがって、為替相場の変動がない場合でも、往復の為替手数料(例えば、 1 米ドルあたり 1 円、 1 ユーロあたり 2 円、 1 豪ドルあたり 3 円)がかかるため、お受取りの外貨の円換算額が当初外貨預金作成時の払込み円貨額を下回る(円ベースで元本割れとなる)リスクがあります。
- ●外貨定期預金の運用による損益は、お預け入れいただいたお客さまに帰属します。
- ●外貨定期預金のお預け入れ・お引出時の換算相場は当行所定の相場によります。
- ●外貨定期預金のお取扱時間は、米ドルは午前10時以降となります。(ユーロ、豪ドルは午前11時半以降となります。)
- ●急激な金利環境変化等が生じた場合には、取扱期間中であっても条件を変更する場合があります。
- ●外貨定期預金のお預け入れに際しては、当行の資産運用相談コーナーにご用意している契約締結前交付書面(兼外貨預金等書面)をご覧ください。

個人向け国債のご留意点

- ●個人向け国債は預金ではありません。
- ●個人向け国債は預金保険、投資者保護基金及び保険契約者保護機構の対象ではありません。
- ●発行体である日本国の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクがあります。
- ●個人向け国債を中途換金する際、売却される額面金額に経過利子を加えた金額より中途換金調整額が差し引かれることになります。
 - ※平成20年4月15日以降、制度変更により中途換金調整額の計算方法が、「税引前の利子相当額」から「税引後の利子相当額」に低減されました。詳しくは、窓口までお問合せ下さい。
- ●個人向け国債のうち「変動10年」は発行から1年間、「固定5年」は発行から2年間、原則として換金できません。なお、 保有者がお亡くなりになった場合、又は大規模な自然災害により被害を受けた場合は、各々の期間内であっても中途換金が可能です。
- ●個人向け国債のご購入に際しては、当行の資産運用相談コーナーに用意している「契約締結前交付書面」をご覧下さい。

個人年金保険等の生命保険のご留意点

- ●保険商品(個人年金保険・一時払終身保険等)は預金ではありません。
- ●保険商品(個人年金保険・一時払終身保険等)は預金保険の対象ではありません。
- ●保険商品(個人年金保険・一時払終身保険等)は引受保険会社が保険の引受を行う生命保険商品であり、当行による元本および利回りの保証はありません。
- ●お客さまに負担していただく費用として、ご契約時の契約初期費用のほか、ご契約後も毎年、保険関係費用・運用関係費用・ 年金管理費用等がかかる場合があります。
- ●保険商品(個人年金保険・一時払終身保険等)のご契約に際しては、当行の資産運用相談コーナーにご用意している各商品のパンフレット・契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)・ご契約のしおり・約款・定款・特別勘定のしおり(変額個人年金保険の場合)等により商品内容を十分確認のうえ、ご自身でご判断ください。